

平成17年9月14日

会 員 各 位

茨城県毒物劇物保安協会
会 長 幸 島 博 起

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する法律等の施行等について（通知）

このことについて、平成17年6月23日付け薬第764号をもって茨城県保健福祉部長から別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。



薬 第 7 6 4 号
平成17年6月23日

茨城県毒物劇物保安協会長 殿

茨城県保健福祉部長



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の
利用に関する法律の施行について（通知）

このことについて、平成17年4月1日付け薬食化発第0401001号をもって
厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室長から別添写しのとおり
通知がありましたので、御承知のうえ貴会関係会員によくお知らせください。

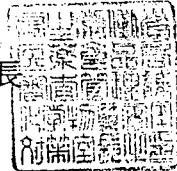


薬食化発第 0401001 号
平成 17 年 4 月 1 日

各 { 都 道 府 県
保健所設置市 } 衛生主管部 (局) 長 殿
特 別 区 }

厚生労働省医薬食品局審査管理課

化学物質安全対策室長



民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律
等の施行等について

民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号。以下「法」という。）及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号。以下「省令」という。）が公布され、それぞれ平成17年4月1日より施行されることとなりました。

施行に伴い、毒物劇物営業者における毒物及び劇物取締法第14条第4項に基づく書面及び第15条第4項に基づく帳簿の保存について、電子的な保存が可能となりました。

つきましては、関係各方面に対する周知方御配慮願います。